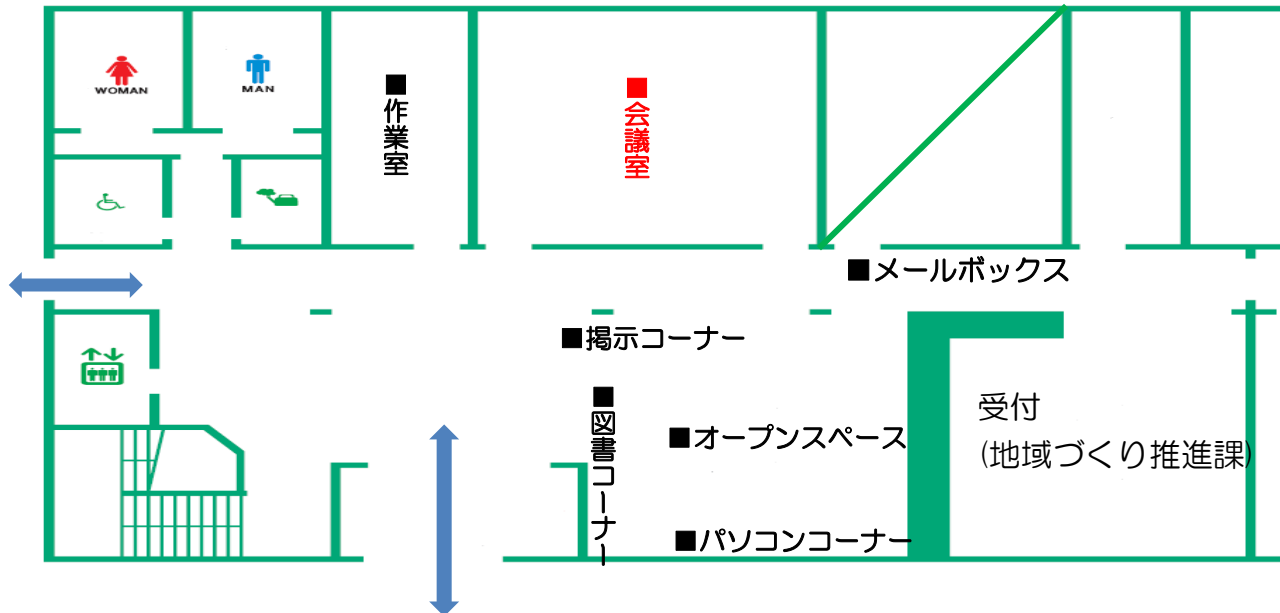


施設概要

- 開館時間：月曜日から金曜日まで 午前9時～午後7時まで
土日及び祝日 午前10時～午後7時まで
※ただし、会議室の利用に限り、いずれも最大午後10時まで。(事前予約要)
- 休館日：1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
※この他の休館については、センター内掲示やFacebook等で随時お知らせします。
- 見取り図：



利用方法・料金

登録団体のみ利用可能です。

- ・事前予約制です。
- ・所定の申請書に必要事項を記入の上、受付に提出してください。(申請書は受付に設置しています。)
- ・申請は、使用しようとする日から3ヶ月前の日の属する月の初日から、3日前まで可能です。
- ・受付での先着順です。電話やFax等での予約は受け付けません。
- ・長机(12台)、椅子(36脚)、ホワイトボード(2台)、プロジェクター(1台)、80型スクリーン(1台)、ワイヤレスマイク(2本)&アンプがあります。利用する場合は、会議室利用時に受付に申し出てください。
- ・会議に付随するものであれば、飲食可能です。(アルコールを除く)
- ・予約した内容を変更、もしくはキャンセルする場合は、所定の申請書による申請が必要です。(申請書は受付に設置しています。)
- ・料金表 (※冷房使用は30%、暖房使用は20%を加算します。)

1時間	840円
2時間	1,680円
3時間	2,540円
4時間	3,150円

※減免規程があります。

利用に関する制限

下記にあてはまる場合、利用をお断りします。

- 1 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする場合
- 2 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする場合
- 3 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする場合
- 4 団体の構成員の半数以上が東広島市に在住、在勤していない場合、若しくは、その団体が東広島市を拠点としていない場合（支部等を設け東広島市の市民公益活動の増進に寄与する団体であれば可）
- 5 団体及びその構成員が暴力団又は暴力団員に關与していることが認められる場合
- 6 営利活動を目的としている場合
- 7 個人の都合や、団体の構成員のみが利益を得ることが目的の場合
- 8 施設、設備機器等を損傷する恐れや他人に迷惑を及ぼす恐れがある場合
- 9 その他、施設の設置目的と異なる目的で利用する場合